

平 16. 9. 21
総 15-2
基小 18-2

平成 16 年 9 月

税制調査会海外調査報告

ドイツ、フランス、欧州委員会

税 制 調 査 会

税制調査会海外調査報告（ドイツ、フランス、欧州委員会）

【日程等】

1. 日程

平成 16 年 8 月 29 日（日）～9 月 5 日（日）

2. 出張者

奥野 正寛	委員、金融小委員会小委員長
田近 栄治	委員
須藤 明裕	総務省自治税務局市町村税課課長補佐
細田 修一	財務省主税局税制第二課課長補佐

3. 訪問先

【ドイツ】連邦財務省、リュールupp・ダルムシュタット工科大学教授（政府社会保障委員会座長、五賢人委員会委員）、連邦社会保健省
【フランス】経済財政産業省、ブービエ・パリ第一大学教授（政府税制調査会委員）、保健・社会保障省、MEDEF（フランス企業運動）、国民議会財務委員会
【ベルギー】欧州委員会

【調査概要】

ドイツ

（1）公的部門の役割とその負担のあり方

- ドイツでは、少子高齢化による社会構造の変化に加えて、90 年代には旧東ドイツの統合、欧州市場の統合、欧州通貨同盟への参加など経済構造の大きな変化に直面することとなった。このような環境変化に対応するために、ドイツでは公的サービスとその負担のあり方について見直しを迫られ、財政収支の均衡と持続的な社会保障制度を維持するために改革が行われた。
- 90 年代に入り欧州市場の統合により経済の国際化が進展する中、ドイツは特に 90 年代後半にかけて失業率が非常に高くなり、雇用を阻害するような施策（労働に対する負担の強化）を取ることは困難な状況であった。一方で少子高齢化が進展しており、社会保障費用は増加する一方であった。また、90 年代初めの景気後退時から財政赤字が拡大し、マーストリヒト条約に定められた経済収斂基準を満たすために、安定的な財政制度を構築する必要性もあった。

- このような状況にあって、社会保障費用の財源として、社会保険料のような労働に係るコスト¹をこれ以上引き上げることは雇用に悪影響を与えるため困難であり、また国際競争力の維持の観点からは所得税や法人税に負担を求めることも困難であった。このため、税制面では、社会保険料の上昇を抑制するために、98年には付加価値税の1%引上げ、99年には環境関連税制の拡充により負担を求め、社会保障費用に充てることとされた。
- 2001年の年金改革では、ドイツの公的年金制度は社会保険方式であり税財源による補助では根本的な財源不足の解決にはならないとの認識の下、持続的な公的年金制度を維持するために給付を引き下げる方向へ政策を明確に転換し、2004年に導入された持続可能性要素（人口変動要素の反映）等によって給付の調整を行いつつ、今後公的年金の給付水準を引き下げていくこととされた。
- 今後給付水準が下がる部分については、リースター年金等の私的年金にインセンティブを与え、自助努力を奨励することにより補完することを目指しているとの説明があった。公的年金への課税については、拠出時非課税、給付時課税とすることにより、高齢者からも負担を求める制度へと改革を進めることとなった。

（２）付加価値税

- ドイツの付加価値税率については、現在標準税率が16%と欧州の中では高くないレベルにあり、物価も他国と比べて安いことから国民の負担感は高くないとの意見であった。また、ドイツでは1968年の付加価値税創設時より複数税率制を導入しているため、現在ではその事務処理について特段の問題は生じていないが、軽減税率はその執行に伴うコストが大きいため、税率構造の簡素化や他の施策を検討すべきとの意見が聞かれた。

フランス

（１）公的部門の役割とその負担のあり方

- フランスにおいても、少子高齢化による社会構造の変化に加えて、欧州市場の統合や欧州通貨同盟への参加などの経済構造の大きな変化に直面し、その中で社会保障制度改革や財政赤字の削減などの様々な取り組みを行う必要があった。
- フランスでは、少子高齢化に伴い社会保障財政が悪化していくとともに、90年代に入り景気後退とともに財政赤字が拡大した。また、高い失業率の下、市場統合による

¹ 参考として、各国の社会保険料率（勤労者）は、ドイツ 42.4%（1998年現在）、フランス 41.58%（1998年現在）（平成11年度版厚生白書）である。なお、日本 23.7%（2004年9月現在）である。

経済の国際化により、国内企業の競争力確保が課題となっていた。このため、社会保障財政は年々厳しい状況となっていたものの、労働に負担を求める社会保険料¹をこれ以上引き上げることは困難であった。

- このような状況の下、社会保障の給付水準を維持するためには新たな財源を求める必要があるとの議論となり、1991年に所得税より幅広い課税ベースを持つ一般社会税が社会保障財源として導入された。フランスの所得税は納税者が国民の半分程度で課税ベースが狭いと批判されていたことから、一般社会税を創設し賃金だけでなく年金所得や金融所得にも薄く広く課税することにより、年金生活者等を含む幅広い層に社会保障負担をお願いすることとされた。なお、95年には、財政赤字を削減しマーストリヒト条約に定められている経済収斂基準を達成するために、付加価値税率が2%引き上げられている。
- その後の社会保障制度改革では、給付水準を維持していくために、一般社会税等の社会保障関連税の負担が引き上げられていった。その際国民からの反発は見られなかったが、その理由としては一般社会税等により社会全体で社会保障制度を支えていくとの考えが国民の理解を得ているためであるとの説明があった。しかし、現在では国民にこれ以上の負担を求めることは困難と考えられており、今後政府は給付の削減に本格的に取り組んでいくとのことである。

(2) 付加価値税

- フランスの付加価値税は、国税に占める割合が最も大きい主要な税目である。フランスでは1968年の導入当時から複数税率制をとりつつ、20%前後の税率を維持してきた。そのため現在では軽減税率について事務処理等で問題はないが、軽減税率の対象品目については常に議論があることや、具体的な適用税率の判断について紛争が生じることがある旨の指摘があった。なお、税率水準はほぼ主要なEU15ヶ国の平均水準であるが、これ以上の税率引き上げは困難と考えられている旨の意見があった。

欧州委員会

(1) 欧州諸国における公的部門の役割とその負担のあり方

- 欧州委員会は各国の社会保障制度に責任を持つ立場にはないが、加盟国の社会保障制度が単一通貨の維持や域内市場の統合等に影響を与え得るとの観点から、各加盟国の動向に関心を持っている。

- 欧州に特徴的な社会保障制度や負担構造といったモデルがあるわけではないが、社会保障支出に占める税財源の割合についてみると、社会保障歳出の増加に伴い税財源の割合は若干上昇している。しかし、特定の税を社会保障に充てるといった傾向は一部の国にはあるが、EU 全般においては必ずしも当てはまらないとのことであった。

(2) 付加価値税

- 付加価値税については、EC 指令等を通じて EU 加盟国の制度の調和が進められている。軽減税率については、様々な例外規定の廃止など、制度の簡素化、現代化を目指した努力が続けられているほか、インボイス制度についても国境間取引等の事務負担を一層軽減するために制度整備の努力が続けられている。また、適正な執行を確保する観点から、加盟国間の協力体制の強化も進められている。

【聴取内容等】

以下は、今回の海外調査の訪問先において聴取した内容を出張者の責任において取りまとめたものである。参考までに【】書きで訪問先を記している。

ドイツ

(1) 公的部門の役割とその負担のあり方

<社会保障制度の概要>

- ・ 職域別で社会保険料が主な財源、公的年金は賦課方式を採用。
- ・ 公的年金は、数次の改革により、給付水準の引下げ、保険料水準の抑制を実施。医療保険は、総枠予算制の導入、入院診療報酬制度の改革等を実施。
- ・ 1990 年代後半、保険料負担の上昇を抑えるため、付加価値税の引上げ、環境関連税の創設・引上げを実施し、公的年金の財源に充当。
- ・ 国民負担率は 55.3% (2001 年現在) (日本 : 35.5% (2004 年))。

(社会保障制度)

- ・ ドイツでは 1970 年代から少子化が進み、現在出生率は 1.40 程度である。また平均寿命も延びており、平均の公的年金の給付期間は 1960 年頃には 10 年であったのが、2002 年には 16.5 年と 6 割も伸びている。【連邦社会保健省】
- ・ 日本は一番高齢化が進んだ国だが、ドイツは今後 30 年間で最も高齢化が早く進む国である。少子高齢化は社会保障制度だけでなく教育政策や家庭政策など幅広い分野に影響を与えるが、最も影響が大きいのが年金制度である。【リュールupp教授】
- ・ 悪化を続ける公的年金財政に対しては給付面の改革と保険料の引上げによって対応してきたが、現在では毎年制度の見直しを行わなければ給付と負担の均衡を確保できない状況となっている。しかし、経済の国際化が進み、ドイツ国内の失業率が高い中で、社会保険料の引上げなど雇用を阻害するような政策をこれ以上取るとは困難であった。【リュールupp教授、連邦社会保健省】
- ・ 1998 年、99 年には付加価値税の引上げや環境関連税の増税による増収を公的年金制度に充て保険料の上昇を抑制した。しかし、税財源による公的年金への補助は一時的には保険料負担を抑制することにより雇用の促進に役立ったが、根本的な財源不足に対応するものではない。また、ドイツの公的年金システムは社会保険方式であり、税財源による国庫補助は本来は馴染まない（現在公的年金の歳入の約 3 分の 1 程度の国庫補助（一般財源の充当）が行われているが、今後その割合を増やすつもりはない。）。【リュールupp教授】
- ・ これまでの公的年金制度は生活水準を維持できるように給付水準を高く設定し、その給付に必要な保険料率を決定していたが、2001 年の年金改革により、保険料の上限を設定し、その下で給付額を決定するという大きな政策転換を行った。【リュールupp教授】

- ・ 具体的には、保険料率（現在 19.5%）を 2020 年までは 20%以下、2030 年までは 22%以下に抑制し、現在可処分平均報酬の約 53%である可処分標準年金の給付水準を、2020 年までは 46%、2030 年までは 43%に引き下げることとした。【リユールップ教授、連邦社会保健省】
- ・ 給付水準が減少する部分については、リースター年金²等の私的年金を普及させることにより、自助努力によって補完してもらうことを目指している。【リユールップ教授、連邦社会保健省】
- ・ ドイツでは現行の支給開始年齢（65 歳）を段階的に 67 歳まで引き上げることが大きな議論となっており、2008 年までに検討することとなっている。公的年金の支給開始年齢の引上げといった公的年金制度について考える際には、所得分配の議論とともに、高齢者の職業訓練や資本の集約度を高めることによる生産性向上といった産業政策の観点も必要である。【リユールップ教授】

（年金課税）

- ・ 公的年金に対する課税については、これまでの拠出時：課税、給付時：非課税の現行制度から拠出時：非課税、給付時：課税への改革が進められている。具体的には、公的年金の保険料については 2005 年に 60%の所得控除を認め、その後 2025 年までに段階的に控除割合を 100%まで引き上げて非課税とし、公的年金の給付については 2005 年に 50%を課税とし、その後 2040 年までに段階的に課税割合を 100%まで引き上げ全額課税とする改革を進めている。これにより、高齢者にも給付に見合った負担を求める体制が整うことになり、社会保障を幅広い世代で負担しあうことになる。【リユールップ教授、連邦社会保健省】

（リースター年金）

- ・ 公的年金改革にともなう給付カットの代償として、個人年金の積立に対する優遇策である、リースター年金が導入された。リースター年金は、給与等の 4%（2008 年以降、2002 年の 1%より段階的に引上げ）までを私的年金として積み立てた場合、引き出し等に条件があるかわりに拠出に対して補助を与えるものであり（所得控除または助成金のいずれか有利な方が適用される。³）、2001 年の年金改革によって創設された。助成額は子供を含む家族の数によって異なる。【連邦社会保健省】
- ・ 高齢者の年金所得（鉱山労働者を除く）を見ると、公的年金が占める割合が 85%と高く、残りの 5%を企業年金、10%を民間の年金が支えている。ドイツでは、公的年金以外の 15%の部分を 30%程度まで引き上げたいと考えている。【リユールップ教授、連邦社会保健省】
- ・ 今後公的年金の給付水準を引き下げていくにあたり、リースター年金などの私的年金を普及させたいが、リースター年金は当初の思惑通りには普及しておらず、普及促進策や義務化の是非について現在議論を行っている。【連邦社会保健省】

² 2001 年にヴァルター・リースター連邦社会保健大臣の下で成立した（2002 年 1 月より導入）。

³ 所得控除は年間 2100 ユーロ、助成金は大人 154 ユーロ・子供 185 ユーロの上限あり（一人当たり、2008 年以降、2002 年より段階的に引上げ）。

(2) 付加価値税

<付加価値税の概要>

- ・ 1968 年に導入（標準税率：10%、軽減税率：5%）。
- ・ 現在、標準税率（16%）、軽減税率（7%）、非課税で構成。
- ・ 1993 年に EU 加盟国との税制調和のため、引上げ（14%→15%）。1998 年に社会保障財源確保のため、引上げ（15%→16%）。
- ・ 国税収入の 33.7%（日本：19.5%）（2001 年現在）。

(付加価値税率)

- ・ ドイツの現在の標準税率は 16%であり、他の欧州諸国よりまだ低く、またドイツの物価は周辺国と比較して安いことから、付加価値税に対する国民の負担感は必ずしも高くない。
- ・ 1993 年には標準税率が 14%から 15%へ 1%引き上げられたが、これは欧州域内における付加価値税率の調和化の観点から、EC6 次指令に定められた最低税率まで引き上げるために行われた。
- ・ 1998 年には標準税率が 15%から 16%へ 1%引き上げられたが、これは労働に付随する費用を抑制するためである。即ち、厳しい公的年金財政の中で企業の競争力を減殺する社会保険料の引上げを抑えるために、付加価値税の増収を充当した。1999 年には、連立与党である緑の党の主張により、環境関連課税の見直し（鉱油税の引上げ、電気税の創設）による増収も公的年金に充てられている。
- ・ 1998 年に付加価値税に財源を求めたのは、与野党から広く納得してもらえる案であったことに加え、国際競争力を維持する観点からは所得税・法人税を引き上げることはできなかったためである。
- ・ ドイツの税体系の推移を見ると、対 GDP 比の税負担水準は 1970 年代から 20%前半でほぼ一定しているが、直接税（所得税、法人税）の割合が下がり、間接税（特に付加価値税）がその役割を増してきていることが分かる。【以上、連邦財務省】
- ・ 付加価値税の引上げは高齢者にも負担となり国内経済に影響を与えるが、輸出産業には中立的というメリットもある。【リュールupp教授】

(軽減税率、インボイス制度等)

- ・ 軽減税率は、社会的弱者が最低限の生活を守るために必要な物品等に対する負担を軽減するために設けられている。
- ・ 軽減税率は付加価値税創設時より導入されているため、その執行にあたり現在特段の問題は生じていないが、執行に伴うコストが大きいため、税率を一本化することや、他の方法によって公平な弱者対策を行えないかといった議論が行われている。
- ・ 軽減税率を食料品のみに限定することも議論されたが、様々な働きかけで実現しなかった。個別産業による軽減要望は活発である。
- ・ 日本において新たに軽減税率を導入するのであれば、適用範囲を極力限定しないと後々が大変だと思う。

- ・ インボイス制度は既存の書類を、税務上便利のため付加価値税創設時より利用しているもの。従って、インボイスなしの付加価値税制度は考えられない。【以上、連邦財務省】

フランス

(1) 公的部門の役割とその負担のあり方

<社会保障制度の概要>

- ・ 職域別で社会保険料が主な財源、公的年金は賦課方式を採用。
- ・ 公的年金は、給付水準や支給開始年齢の見直し等が進まず。一方、医療保険は、患者負担の引上げや医療費抑制等を実施。
- ・ 1990 年代前半、保険料負担を引き下げするため、一般社会税を導入し、社会保障財源に充当。1990 年代後半以降は、医療保険財源確保のため、一般社会税等を引上げ、財源に充当。社会保障財政の租税化が進展。
- ・ 国民負担率は 63.9% (2001 年現在) (日本 : 35.5% (2004 年))。

(社会保障制度と一般社会税)

- ・ 少子高齢化に伴い、まず医療保険、次に年金保険の改革が進められたが、フランスにおける基本的な改革の方向はこれまでのシステムを維持しつつ、そのための歳出削減や新たな財源の確保等を考えるものであった。【国民議会】
- ・ 一般社会税の導入が議論された 1990 年当時は、保険料方式を決めた 1945 年当時と比べ次のような環境変化があった。【保健・社会保障省】
 - (a) 失業率が高く、欧州統合の流れにより経済の国際化が進む中で、労働の対価に対する保険料のみで社会保障制度を賄うことは困難と考えられていた。
 - (b) 1945 年当時に社会保障の基礎を決めた際、所得の源泉は労働が主であり年金所得等は少なかった。
 - (c) 1945 年当時には少なかった金融所得（家賃、投資等）が増えた。また、金融資産は主に年金生活者が持っていた。
- ・ 国際競争が激しくなる中、これ以上、保険料負担を求めることは困難であり、付加価値税は欧州の平均水準とはいえ、税率水準は高くこれ以上の負担は困難との認識であった。また、所得税については、表面税率は高かったものの、所得税の納税者は国民の約半分であり、限られた層への累進課税となっていた。【保健・社会保障省、国民議会】
- ・ このため、保険料の被用者負担を軽減することとあわせて、所得ベースの新たな課税である一般社会税を 1991 年に導入した。一般社会税は、保険料の課税ベースである労働所得だけでなく年金所得や金融所得にも幅広く課税するものであり、その税収は社会保障予算に直入される。創設時の税率は 1.1% であり、幅広い層に薄く課税することにより、社会全体で社会保障制度を担う意義があった（一般社会税は国民の 95% に課税されている）。なお、現在では一般社会税の税収は所得税より多く、「第二所得税」との位置付けとなっている。【保健・社会保障省】

- ・ 創設時には一般社会税の是非について相当議論があったが、2、3年で世論は変わり、現在では一般社会税は社会保障を支えるために不可欠な税との認識が広まっている。その後数度にわたり税率が引き上げられたが特に大きな議論はなかった。これは、徴収が給与から天引きとなっていることに加え、フランス人は現在の社会保障制度に愛着を持っており、その維持のためとして理解を得ているためと考えられる。【保健・社会保障省、国民議会】
- ・ 一般社会税の税率が引き上げられているのに対し、国の一般財源である所得税は、一般社会税の導入後減税となる改正が続いている。【保健・社会保障省】
- ・ 現在の一般社会税等の負担⁴は世論が許す上限だと考えており、今後は給付を削減する必要があると考えている。国民に対しても、歳出面での努力は限界であり給付を削減するしかないと言っているところ。昨年は年金制度改革を行い、今年は医療保険改革を行った。【保健・社会保障省】
- ・ 仮に一般社会税を導入していなければ、給付の引下げは早まっていたかもしれない。しかし給付の改革は難しく、ゆっくりと改革していくしかないと考えている。【保健・社会保障省】

(2) 付加価値税

<付加価値税の概要>

- ・ 1968年に個別物品税等を廃止し、税率を整理・統合の上、付加価値税を導入（標準税率：20%、軽減税率：14.9%、6.4%、割増税率：25%（1992年廃止））。
- ・ 現在、標準税率（19.6%）、軽減税率（5.5%、2.1%）、非課税で構成。
- ・ 1995年、財政赤字削減等、雇用対策財源確保のため、引上げ（18.6%→20.6%）（2000年に引下げ（20.6%→19.6%））。
- ・ 国税収入の38.3%（日本：19.5%）（2001年現在）

(付加価値税率)

- ・ フランスの現在の標準税率は19.6%であり、主要なEU15ヶ国のほぼ平均水準である。付加価値税の導入時に旧物品税の廃止による減収に見合うように税率を設定し（20%）、その後現在まで20%前後の高い付加価値税率を維持している。【経済財政産業省】
- ・ 付加価値税の税収は約1100億ユーロと歳入の中で最も大きく、また経済活動への影響も大きいことから、頻繁な税率の変更は避けている。【経済財政産業省】
- ・ 1995年には財政赤字を削減しマーストリヒト条約に定める経済収斂基準を満たすために、標準税率を2%引き上げた。97年に政権が交代しても税率は変更されず、与野党ともユーロ参加のためには付加価値税による負担が必要との共通認識を持っている（その後、財政事情の好転から2000年に1%税率が引き下げられている。）。【経済財政産業省】
- ・ 付加価値税の税率水準は欧州の平均レベルであるが、国民の負担感が高く、これ

⁴ 現在の給与所得に係る一般社会税の税率は7.5%。

以上の引き上げは困難である。また、フランスではしばしば「社会保障財源のための付加価値税」が議論されたが、付加価値税は既に国民の負担感が高いため、これまで実現はしていない。【経済財政産業省、ブービエ教授】

- ・ フランスにおいては、消費より所得（給与）のほうが安定的であり、付加価値税は一般社会税より景気動向に対して安定的な財源ではないと考えている。【経済財政産業省】

（軽減税率、インボイス制度等）

- ・ フランスにおいては、1968 年の導入当初から 4 種類の税率があり、現在の軽減税率（2 種類）に伴う事務負担はあまり問題となっていない。しかし、軽減税率の対象となるか否かについて税務当局と事業者側で訴訟となるような例がしばしばある。【経済財政産業省、MEDEF】
- ・ 軽減税率の対象品目は、原則として EC6 次指令の付属書 H に示された品目の中から、生活に必要な食料品や文化的に重要なものなどについて軽減対象を選んでいく。例えばフランスでは、軽減税率の対象となる食料品は主要な食料品のみに限定されていることや、付属書 H にはないレストランでの食事に対して政策的に軽減税率を導入する予定（EU に承認申請中）であるなど、制度は各国独自のものとなっている。【経済財政産業省】
- ・ 政策的な観点等から軽減対象品目の拡大を求める要望は依然としてあり、国会でも議論になっている。【MEDEF】
- ・ インボイスがないと仕入税額控除ができないため、取引時にインボイスを求めるインセンティブがあったことからインボイス制度は普及した。【MEDEF】
- ・ 複数税率を導入する場合には、インボイスなしで異なる税率を処理できるとは思えない。【経済財政産業省】
- ・ 免税事業者からの仕入れについては仕入税額控除ができないが、それにより免税事業者が取引から排除されるといったことは問題となっていない。免税業者は課税事業者になることを選択できるし、価格については課税業者より安くなるように努力して競争している。【MEDEF】

欧州委員会

（1）欧州諸国における公的部門の役割とその負担のあり方

（欧州における少子高齢化への対応）

- ・ 欧州委員会は各国の制度に対し責任ある立場にないが、各国の社会保障制度は財政収支を通じて単一通貨制度に影響を与えることや、域内の金融商品市場に影響を与えることなどが考えられるため、各加盟国の動向に関心を持っている。
- ・ 少子高齢化社会に対応するためには、財政赤字の削減、雇用市場の改革（女性や高齢者の雇用促進）、生産性向上のための経済改革、社会保障制度改革など、包括的なアプローチを考える必要がある。

- ・ 欧州に特徴的な社会保障制度があるわけではないが、例えば公的年金制度改革においては、人口構成が変わるリスクを国民に転換する観点から、みなし確定拠出方式をとる国（スウェーデン等）や賦課方式の下でマクロ経済スライドを行う国（ドイツ等）などの改革が見られる。
- ・ 欧州委員会では高齢化が財政収支へ与える影響（主要な EU15 ヶ国）を試算したが、多くの EU 加盟国でこの先 2050 年までで、年金制度は対 GDP 比 3～5%、医療、介護等まで含めると 3～7%程度の影響があると予想している。
- ・ 社会保障のための歳入に占める税財源の割合は上昇しているが、ドイツで行われたような付加価値税の税收の一部を福祉目的化するといった例は余り見られない。
- ・ 欧州諸国では年金改革の議論は進んでいるが、医療、介護分野については余り議論となっておらず改革が遅れているとの印象がある。

（２）付加価値税

（EC 指令等と各国の付加価値税制度）

- ・ EC6 次指令では、税率など EU 加盟国が遵守すべき付加価値税の基本的なルールを定めている。付加価値税の税收はあくまで各加盟国に帰属するものであり、税制に関する主権は加盟国が持っているが、指令で定めた範囲の中で、各国ごとに付加価値税制度を国内法で定めている（なお、税制に係る指令の採択には全加盟国の賛成が必要。）。
- ・ その他にも、インボイス制度の統一化を目指した EC 指令や各国間の協力を定めた EC 規則等を定めており、可能な分野から付加価値税制度の調和を進めている。

（軽減税率）

- ・ 現在の EC6 次指令では、標準税率を 15%以上と定めている。また、加盟国は 1 つまたは 2 つの軽減税率を適用することができることとされ、その税率は 5%以上、対象品目は付属書 H において特定された財貨及びサービスにのみ適用されることとなっている。なお、加盟国はこの枠の中で自由に税率を設定し、軽減税率の対象品目を選択することができる。（標準税率の上限については別途 25%までとの合意がある。⁵⁾
- ・ 1992 年に採択された付属書 H の品目は、当初は生活に最低限必要なものとの観点からとりまとめ、義務化しようとしたが、加盟国からの反発が大きく、義務化は見送られるとともに、加盟国との交渉の結果様々なものが追加され、また付属書 H 以外の各国毎の特例も作られた。従って、現在各国で軽減税率が適用されている品目は歴史的な背景など様々な理由から認められたものであり、品目の選定に明確な哲学や根拠はない。
- ・ 欧州委員会では、税率構造など付加価値税制度を簡素化、現代化するための提案を行っているが、税制は各国の主権に大きく関わる問題であり加盟国との議論は余り

⁵⁾ 財務相理事会（ECOFIN）では、域内各国における最低税率（ルクセンブルグの 15%）と最高税率（デンマーク、スウェーデンの 25%）の乖離が 10%超とならないようあらゆる努力を行うことが合意されている。

進んでいない。

- ・ 一旦軽減税率を認めてしまうと、その後標準税率に引き上げることは各国とも困難なようである。また、様々な物品、サービスについて軽減対象とするように求める働きかけも活発である。
- ・ ゼロ税率については、廃止について各国で合意する必要があると考えているが、現実的には困難な状況である。従って、段階的に軽減税率に吸収していければと考えている。
- ・ 2000 年より実験的な措置として、雇用促進のために労働集約的な産業に対する軽減税率の適用が行われている。欧州委員会は効果について疑問視しているが、各国では一旦軽減税率を認めた後、簡単には標準税率に戻せない様子である。

(インボイス制度等)

- ・ 1993 年の域内市場統合の後、域内国間の取引が活発化する中、技術革新や電子インボイスの発達といったインボイス制度を取り巻く環境の変化が進んだ。このため、インボイス制度に関する EC 指令についてインボイスの様式を共通化し事業者の事務負担に配慮するなどの改正を行い、今年から新たな指令が施行されている。
- ・ インボイス制度に係る事務負担については、もともと会計上の書類を利用した制度であり、それ自体は重い負担ではない。むしろ、加盟国毎に必要な記載事項等が異なることが問題となっている。
- ・ 免税事業者からの仕入れについては仕入税額控除できないが、それにより小規模の免税事業者が取引から排除される可能性については、免税事業者も課税事業者になることを選択できることから問題とならないと思う。免税点制度は小規模事業者の事務負担を軽減するとともに、税務当局のコスト軽減にも資する観点から行っているものである。

(加盟国間の協力)

- ・ 国際取引を使った付加価値税の脱税が問題となっていることから、各国の執行当局間で情報交換など協力関係の強化を進めており、EU レベルでも EC 規則を定めるなどの努力を行っている。
- ・ 加盟国間の国際取引では、インボイスに欧州共通のインボイス番号の記載を義務付け、各国のデータベースを結んだコンピューターシステム(VIES: VAT Information Exchange System)により適切な申告が行われているかどうか確認している。

(以 上)

【ドイツ】

スーパー



erhältlich ab 18.09.2004 bei

ROSSMANN

Dienstag 31-Aug-2004 Kasse 032
Frau Ortega 035

ORAL-B INDICATOR 40	1,99EUR A
KIT KAT RIEGEL	0,40EUR B
FUJI SUPERIA 100 135	2,65EUR A
VOLVIC FRUIT APFEL	0,69EUR A
ZWS	5,73EUR

TOTAL

5,73EUR

税抜価格	税額
------	----

NETTO	MWST.
4,59EUR	0,74EUR
0,37EUR	0,03EUR

標準税率 A 16,00%
軽減税率 B 7,00%

BAR 10,80EUR
TOTAL 5,73EUR

ZURÜCK BAR 5,07EUR

Nr0679 4 ARTIKEL 13:14
UST.-Ident-Nr. DE 115 055 136
VIELEN DANK FÜR IHREN EINKAUF

Ansbacher Straße 5
Tel.: (030) 21478418

Mo. - Fr. 09:00 - 19:00 Uhr
Sa. 09:00 - 16:00 Uhr

【フランス】

売店

PALL

AUTOGRILL GARE TGV DE ROISSY

BP 30059 - 95716 ROISSY CDG

Tel : 01.48.62.98.73 - Fax : 01.48.16.19.18

RCS MARSEILLE 395 245 798

15

2 KRONENB. 33 CL UAE	4.40
2 1664 33 CL UAE	5.40

TOTAL Euro

9.80

64.28 Frs

軽減税率

標準税率

軽減税率

標準税率

TVA 5.50%

1.51Frs

0.23

TVA 19.6%

5.84Frs

0.89

REGLEM.EURO

9.80

DIMANCHE

29-08-2004 18:19:59 CAI 12 150 NOTE 000330/1

MERCI DE VOTRE VISITE